

第2回双葉町復興町民委員会 議事録

■日 時： 平成30年12月21日（金） 13時30分～15時20分

■場 所： 双葉町いわき事務所 2階大会議室

■出席者： 復興町民委員会 委員長 伊藤 哲雄
副委員長 高野 泉
委 員 尾形 彰宏、羽山 君子、相樂 比呂紀、泉田 健一
西内 芳隆、福岡 渉一、木幡 敏郎、佐藤 孝
高倉 伊助、木幡 智清、石井 義幸、山本 眞理子、
箭内 充、横山 久勝、今泉 春雄、渡邊 君枝
荒木 恭子、中谷 祥久

オブザーバー 国 / 復興庁 齋藤参事官補佐、中島主査、福島復興局 中村参事官補佐
内閣府原子力被災者生活支援チーム 金子主査

福島県 / 避難地域復興課 遠藤副課長、沼田主任主査、吉田主事

双葉町 副町長 金田 勇、教育長 舘下 明夫、総括参事 武内 裕美、
(復興まちづくり 総務課長 舶来 丈夫、秘書広報課長 板倉 幸美、
推進会議構成員) 戸籍税務課長 高橋 秀行、住民生活課長 中野 弘紀、
健康福祉課長 大浦 富男、建設課長補佐 関根 浩二、
教育総務課長 橋本 仁、生活支援課長 鈴木 健一、
会計管理者 井戸川 陽一、議会事務局長 志賀 公夫

事務局 課長 平岩 邦弘、主幹 田中 聖也、主任主査兼係長 石上 崇、
(復興推進課) 副主査 黒木 アリシャ、主事 井戸川 俊
一般財団法人電源地域振興センター（業務受託者）

■議事録：

1. 開会

【復興推進課係長 石上 崇】

皆様こんにちは。会議に先立ちまして本日の会議資料の確認をまずさせていただきたいと思います。本日の配布資料につきましては、会議次第の他4点ございます。会議次第裏面に配席図。資料2以外は事前にお送りしておりますが、会議次第と資料1の委員名簿につきましては、本日お配りしたものを使用しますので差し替えをお願いしたいと思います。会議次第、配席図、他に資料1としまして委員名簿。資料2としまして町内の復興・復旧の取り組み状況について。資料3の1といたしまして避難指示解除に関する考え方（案）概要版。3の2といたしまして本体版。以上4点お配りしてございます。不足等ありましたらお申し出いただきたいと思いますのですがよろしいでしょうか。

それでは定刻になりましたので、ただ今から平成30年度第2回双葉町復興町民委員会を開会いたします。本日皆様には年末の大変お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。お手元の会

議次第に沿って進めさせていただきますので、皆様のご協力をお願いいたします。なお本日は資料 1 に記載のとおり澤上委員、大橋委員、高野春美委員、以上 3 名につきましては所用により欠席となっております。また本日、会議次第裏面にありますとおり、国から内閣府原子力被災者生活支援チームおよび復興庁、福島復興局。県から避難地域復興課に出席いただいております。国の内閣府および復興庁・復興局につきましては電車が遅れている都合上 10 分ほど遅れているという連絡があります。また、町側の出席者につきましては配席図の左側に記載のとおりとなっております、副町長以下、各課長等が出席しております。それでは次第に沿って進めさせていただきます。ここで伊藤委員長からご挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

2. 委員長あいさつ

【委員長 伊藤 哲雄】

はい。ご苦労様です。本日師走の何かとお忙しい中ご参集いただきまして誠にありがとうございます。震災から 8 年目を迎えようとする双葉町としまして、ただ今避難指示解除準備区域の解除、それから特定復興再生拠点区域の全域の規制緩和という 2020 年の目標がございますけれども、今日皆様にご出席いただきましたのは、この辺のこれからの避難指示に関しましてご意見、ご審議等をいただきまして進めて参りたいと思っておりますので、今日の会議スムーズによろしくお願いいたしますと思っております。よろしくお願いいたします。

【復興推進課係長 石上 崇】

ありがとうございました。申し遅れましたが、委員の高倉委員につきましては 10 分ほど遅れるという連絡をいただいております。それでは、ここからの進行につきましては伊藤委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

3. 説明事項

(1) 双葉町内の復興・復旧の取組状況について

【委員長 伊藤 哲雄】

はい。只今ご紹介いただきました委員長の伊藤と申します。暫時の間、議長を務めさせていただきます。3 ポツの説明事項につきまして (1) に入らせていただきます。(1) 双葉町復興・復旧の取り組み状況につきまして事務局よりご説明よろしくお願いいたします。

【復興推進課主事 井戸川 俊】

はい。それでは事務局より説明させていただきます。私、復興推進課の井戸川と申します。よろしくお願いいたします。お手元がございます資料 2 により説明させていただきます。見開きのものになります。双葉町内の復興・復旧の取り組み状況について、前回の本委員会でご説明いたしました時から取り組みが進んだ所を中心に説明いたします。

はじめに避難指示解除準備区域、中野・両竹地区の整備について説明いたします。①の中野地区復興産業拠点整備になります。2018 年度下期一部供用開始予定であり、現在造成中でございます。

次に⑤の産業交流センター整備であります。現在設計中でありまして 2019 年の 3 月、平成 31 年

の3月に工事着手予定であります。2020年夏の開設に向けて今現在取り組んでいる所でございます。

⑥アーカイブ拠点施設整備、こちらは県の事業になります。来年1月に工事着手予定のことと聞いております。

⑦復興祈念公園の事業の整備になります。県・国の事業となっており、こちらは現在基本設計の検討に入っております。11月に有識者委員会が開催されたところであると聞いております。

地図の左側に移ります。⑨寺内前霊園の町営墓地についてでございます。現在利用の申し込み受け付けをしているところであります。

②のJR双葉駅自由通路等整備になります。2019年度末、2020年の春頃の供用開始に向けて現在工事が行われております。

次に⑧の駅西地区生活拠点整備でございます。こちらは今年の11月に実施設計に入りまして現在工事に着手しております。また、公共公益施設や商業施設を備えた官民複合施設、住宅施設についてであります。こちらは基本構想の策定が官民複合施設の方が10月に、住宅施設が12月にそれぞれ着手しております。

次に④の復興シンボル軸の整備になります。こちらは県の事業になります。すでに事業が着手しておりましたが、11月27日に起工式が行われまして本格着工が始まった所でございます。国道6号線を境として、東側と西側の道路を整備しまして、それぞれ暫定的に利用を開始すると聞いております。

③の常磐自動車道双葉インターチェンジ整備につきましては、現在供用開始に向け整備が進められております。またその他にもインフラの復旧や農地の保全管理組合の設立、まちづくり会社の設立等に向けて現在動いている所でございます。説明については以上になります。

【委員長 伊藤 哲雄】

ありがとうございます。ただ今の事務局からの説明に対しましてご質問などありましたら伺いいたしますが。挙手にてお願いいたします。はい。

【復興推進課主幹 田中 聖也】

先ほどの説明に際しまして1点だけ訂正をさせていただければと存じます。あの、8番のですね、駅西地区の生活拠点整備につきまして、実施設計および工事に着手と申し上げたところでございますが、実際に工事を始めるのは来年以降となります。現在実施設計に着手し、並行で用地のご協力をお願いを始めさせていただいているところとなります。訂正させていただきます。大変失礼致しました。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい。ただ今の事務局からの訂正の分、確認していただけますか。それでは皆様の方からご質問等伺いしたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

【委員 木幡 敏郎】

8番の駅西地区の整備という事で、官民複合施設ってこれ前に説明があったのかどうか、改めてどんなものなのか、ちょっと教えていただきたいと思っております。

【委員長 伊藤 哲雄】

8番ですか。

【委員 木幡 敏郎】

はい、⑧の官民複合施設って、住宅団地の整備と生活サービスということの整備なんだろうけど、どのような施設なのかちょっとお願いします。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい。今、木幡さんの方からご質問ありましたけども、事務局の方で8番のご説明をちょっとお願いします。

【復興推進課係長 石上 崇】

はい、ご説明させていただきます。現在基本構想を策定したところでございますが、二次計画においては、福祉機能、商業機能、交流施設というかたちで整備を考えているところでございます。具体的な導入機能についてはこれから検討していくという事になっております。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい、木幡さんそれでよろしいでしょうか。

【委員 木幡 敏郎】

そうですね。今はまだ計画中だという事でしょうけど、そこに住む人の為という施設なんだろうから、ひとつ十分によろしくお願いいたします。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい、よろしく申し上げます。続きましてどなたかご質問等あればお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【委員 木幡 智清】

ちょっとよろしいでしょうか。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい、木幡さんよろしく申し上げます。

【委員 木幡 敏郎】

まちづくり会社の設立という事で、今どんなふうになっているのかちょっとお聞かせ願いたいと思います。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい、ただ今木幡さんの方からまちづくり会社の設立についてどうなっていますかという事でご質問受けましたが、事務局の方でちょっとご説明お伺いしたいと思います。

【復興推進課主幹 田中 聖也】

はい、ご質問ありがとうございます。復興推進課主幹の田中聖也と申します。まちづくり会社ですけれども、前回の会議でも進捗状況のご報告を少しさせていただいたところでしたが、現在、まちづくり会社、来年の3月の設立。また来年度当初4月以降の事業の開始を目指して設立に向けて進めているところがございます。それで、基本方針の策定は、8月、9月にお集まりいただいた検討会を経て、基本方針の方を策定してございます。それを具現化していくにあたって、今後、来年におきまして、その法人の設立に向けた準備会合等が必要になってくるものと考えており、その準備会にご参画いただける方を今、町の方でも検討しておるところでございまして、年明け以降、3月、4月の設立に向けて、準備を進めて参りたいと考えております。それで、基本方針を取りまとめた中では、まちづくり会社の業務の内容についても精査の方をさせていただいたところがございます。その中ではまちづくり会社の業務内容として、いくつか候補を絞っておりますが、特に来年度4月からその事業を始めるにあたって必要となる事業は、例えば空き地、空き家バンクです。今、駅の東側を中心に建物の解体等を皆様にご協力いただきながら進めさせていただいているところですが、そのような空き地のニーズとですね、需要と供給をマッチングさせるような取り組みに資するようなものと考えている他、あるいは各種交流イベントやコミュニティ支援等のイベントです。あるいは、平成32年度以降はアーカイブ施設の県の施設の完成も踏まえて、その震災やその事故の記憶、あるいはその復興の取り組みにかかるその伝承等の事業にも携わりたいと、そのようなイメージで考えておるところでございます。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい、ありがとうございます。木幡さんよろしいですか。来年の3月以降に設立予定という事で進めているという事でよろしいですか。

【委員 木幡 智清】

はい。

【委員長 伊藤 哲雄】

次、その他お伺いする意見がございましたらお願いします。はい、尾形さん。

【委員 尾形 彰宏】

復興・復旧の取り組み状況という事で言うと、私は毎日のように双葉町の方に入って現場の様子を見ているのですが、やはり例えば体育館の解体とか、大きなものはすぐ目立ちます。しかしながら公共施設、例えば、今まであった特別養護老人ホームとか、それからヘルスケアセンター、あるいは厚生病院などもそうかもしれないけど、ただ公的なのという事で言うと外されるのかも知れないけど、あとは学校ですね、小学校や中学校含めて。その復旧・復興に関わる、例えば解体予定であるとか、例えば解体は赤にして、終わったら別な色にするとか、灰色とか、そんなふうにして進行状況と予定を含めて公的なものについてはマッピングして頂けるといいかなというふうに思います。そうすると、あれがなくなってこれがなくなると。先ほどまちづくり会社の話を言っていましたけど、私はその公的な建設物、建物については有効利活用という事を一つ考えていますが、それも含めてまちづくりのベースとなるような土地、建物の有効利活用とかいう事を前提としながら、そういった進行状況、あるいは予定を含めたマッピング。こういう総括的なものだと一枚でざっと分かりますが、しかしながら今の町の公的施設、

あるいは個人宅の解体進行状況予定とか見えてこないもので、現場にいてそういうものと毎日触れているものですから、できれば今後まちづくり会社の資料としてぜひ作っていただきたいというふうに思います。そういうのがあるともう少し町がクローズアップして、詳細な部分が掘り下げて見ることができる。そういう部分でいろんな判断材料になるのではないかと考えています。その辺の回答をお願いします。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい、事務局の方よろしくをお願いします。

【復興推進課副主査 黒木 アリシャ】

ありがとうございます。公共施設の活用方法に関しましては、現在建物の被害調査等を行っている段階でして、その結果が出た段階で町として活用方法を検討して、今いただきました地図上にその活用方法を落として見やすくするとか、そういった見せ方の手法に関しては参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい、それでは尾形さんそれでいいですか。

【委員 尾形 彰宏】

よろしくをお願いします。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい、続きましてご意見、はい。

【委員 泉田 健一】

まちづくり会社とアーカイブとか、何ですか、あとは公園の事がちょっと出ましたけど、基本的にこのアーカイブと公園の維持管理というのはどなたが行う事になるのでしょうか。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい、ただ今泉田さんよりご意見ありましたが、事務局の方ご説明をお願いします。

【復興推進課長 平岩 邦弘】

はい、ご質問ありがとうございます。復興祈念公園とアーカイブ拠点施設、こちらの維持管理は誰が行うのかというご質問でございましたが、復興祈念公園さらにアーカイブ拠点施設、いずれについても福島県が行う施設となります。よろしくお願ひ致します。

【委員 泉田 健一】

それはよかった。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい、ありがとうございます。他ありますか。他ご質問等あれば、はい、木幡さんお願いします。

【委員 木幡 敏郎】

今、企業立地は、11月現在で2社とあります。その他20社と協議中とありますけれども、この状況、20社かなりの数の会社が来られるのかなと思いますけど、実際協議中ですからどうなるかというのも、その辺の状況とあと、それからどのくらいの方が働けるのかなと。就業者の予定数ですね。それはありますか。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい、木幡さんのご意見に対して事務局の方ご説明をお願いします。

【復興推進課主幹 田中 聖也】

ご質問いただきましてありがとうございます。20社と協議中の具体的な状況ですけれども、20社と言いましても各社それぞれ少し状況が微妙に異なるところもございますが、各社とも、協定立地に向けて具体的な手続きを進めているという段階で、その手続きの中でその申請書もいただいて、後はその企業の信用状況等をご審査させていただいた上で間もなく決定をするというような会社さんもあれば、一方でその申請書、具体的な手続きの段階としてのその申請書を今ご提出いただく準備を一生懸命やっただいている会社さんもあるというような状況でございます。20社と協議中というのを、確かにここ数カ月、町の説明が続いている所がありますので、なるべく何社と締結しましたというのをどんどん早期に数が増えていけるように取り組みを加速化して参りたいというふうに考えております。それで、併せて、どの程度の就業人口等想定されるかという事でもありますけれども、その各社さまさまざまな業種でございまして、製造業のような会社もあれば、事業所でそちらで事務仕事を中心にするというような会社もございまして、また、各社概ね、だいたいその工場であれば10名程度の雇用を想定される会社さんもあれば、少し小規模な所では5名程度、数名程度の事業所さんもあるという状況でございます。そうしますと、20社と協議中とありますので、100人、200人というような規模になってくるものと思われまして、また、その100人、200人それで満足かという事ではなく、さらに、それでも今、中野地区のその土地は全て埋まっているという状況では全く無く、また産業交流センターの貸事務所につきましても今募集を進めさせていただいているところですので、より多くの方が働ける環境を整備するために、誘致について来年以降も一生懸命説明会等を通じて取り組んで参りたいというふうに考えております。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい、木幡さんよろしいですか。

【委員 木幡 敏郎】

はい、よろしくをお願いします。

【委員長 伊藤 哲雄】

その他ご意見お伺いしたいと思いますけど。高倉さんお願いします。

【委員 高倉 伊助】

この工事関係にくるめて、町として例えば残された田んぼとか農地が残りますね。それを町としても将来的にそれを基盤整備とか色々な整備をし直して、というのはなぜかという、この敷地に対していろんな水路付け替えとか、そういう部分も出てくると思います。農地に対しての。だからそれに含めて同じく残った農地関係の基盤整備も作業と一緒に、そのまちづくりですか、それにある程度含めていながらという考えはどうですか。町の方ではありますか。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい、高倉さんの今のご質問に対して事務局の方で説明をお願いします。

【復興推進課長 平岩 邦弘】

はい、今日産業課の方が欠席しております。復興推進課の方から説明させていただきます。こちらのゾーニングの方で耕作再開モデルゾーン、さらに準備区域になりますが、水田再生活用拠点、さらに他の、エリア内において農地がございます。それらについては基本的に特定復興再生拠点区域の土地利用を踏まえながら復興再生を目指していくという事になりますけれども、農地を再生させる場合、場合によってはそういう基盤整備といったものも必要になってくる場合もあるかと思いますが、その際には地権者の皆様の十分なお理解をいただいた上で進めるという事が必要であると考えております。地元の皆様のご意向などを踏まえながら農地を含めた土地利用についてさらに検討していきたいと考えております。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい、高倉さん今の説明でよろしいですか。

【委員 高倉 伊助】

分かりました。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい。横山さんお願いします。

【委員 横山 久勝】

再生可能エネルギーゾーン、それから農業再生ゾーンとあるのですが、この辺の土地というのは一旦、町の方で買収してやるのですか。それとも土地はいじらないでそのまま活用するという考え方なのか、どっちなのでしょう。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい、今の横山さんのご質問に対しまして事務局の方から詳しい説明をお願いします。

【復興推進課長 平岩 邦弘】

再生可能エネルギー活用・農業再生ゾーンですが、こちらのエリアにおいて、事業を実施する場合については基本的に町が買収するという事は考えておりません。基本的に再生可能エネルギー、こちらの

方のエリアですね。展開する場合については、事業者がどういった事業を計画するか。さらにまたこの土地の所有者の方々の意向と、マッチする事が大事だなと考えております。農業再生ゾーンにつきましても先ほどご説明いたしましたけれども、農地の再生につきまして、地権者の皆様の理解をいただきながら再生の方向についても検討していきたいと考えております。つきましては、町で買い上げるという事は考えておりません。よろしくお願ひ致します。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい、横山さんよろしいですか。

【委員 横山 久勝】

この地図からですね、読み取るに、この再生可能エネルギー活用・農業再生ゾーンと言うのですか。これは続けて読むのですか。それとも別々なのですか。

【委員長 伊藤 哲雄】

この辺も説明お願いします。

【復興推進課長 平岩 邦弘】

こちらは並立と言いますか、再生可能エネルギー活用と、さらに農業再生を図るエリアというような位置づけでございます。

【委員長 伊藤 哲雄】

同等という事ですね。

【復興推進課長 平岩 邦弘】

同等ですね、はい。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい、木幡さんよろしくお願ひします。

【委員 木幡 敏郎】

農業再生ゾーンは私の地元で、11月に下羽鳥地区、あと上羽鳥地区も同じような集まりをして、農業再開についていろいろ話をしている所です。それで、元々避難前からこの地区は、農業基盤整備という事である程度進めてきて、いざやろうという段階で避難になったので、その規約はまた一からやり直しという事で、その手続きをしなくちゃならないような状況になっています。それで、ここは北小の後ろですよね。横山さんも土地を持っているので、私らの羽鳥と一緒に基盤整備をするような規約の所になっているのですが、この辺がはっきりしないのでは、ここは基盤整備をしないでおりたほうがいいのかというふうになるのでしょうか。はっきりしないと私らも、これから土地改良とかいろいろ手続きするのに、それがはっきりしないとどうしたらいいのかというふうになりますので、やはりこれは詰めなくてはならない。今日答えられなければ、ちょっと行わなくてはいけない審議だと思います。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい、木幡さんの意見に関しまして事務局の方ちょっとはつきりした事を。横山さん、はい。

【委員 横山 勝久】

先日ちょっと営農再開の方で説明会があったのですが、その時の資料ですとこの農業再生ゾーンというのは、これは何か花き栽培と書いてあったような気がするのですが。そうすると私は、その再生可能エネルギーを活用した花き栽培をやるのかなと、というふうに理解していたのですがそれとは全く違うのですね。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい、今の横山さんの意見に関しまして事務局説明をお願いします。

【復興推進課主幹 田中 聖也】

すみません。それはまさにおっしゃるとおりでございまして、再生可能エネルギーも活用した花きの栽培というのも有力なその一つのイメージにあると考えてございます。再生可能エネルギーかつ農業再生ゾーンにおきましては、もちろん中心市街地に隣接する農地が広がるエリアでございますけれども、農地の再生というだけではなく、再生可能エネルギーの活用推進も絡めた農地の再生というところもいろいろの選択肢を視野に入れて、構想の方を練っていききたいというふうに考えます。それで、当然その、基盤整備は何も手をつけなくていいのかという事ではもちろん無く、農業の、その土地を買い上げる事はないと申しあげましたのは、その駅の西側や中野地区でああいうような団地やその住宅としての何か面的な土木開発をやるという事では無いという主旨であったのですけれども、当然その農業の再生をするに当たっては、それにおいて再生可能エネルギーを活用するとか、あるいは再生可能エネルギーを活用しないとかに関わらず、あるいはその栽培する種目にもよるかとは思いますが、農業再生にかかる基盤整備は必ず必要になってくるものと考えてございます。そのような、農業の再開に向けた町の考え方、方針を、早期にお示しをさせて頂いてどのように農業の再開に向けて基盤整備も含め、あるいは担い手やその販売のルートも含めてどのような在り方が望ましいかは、ちょっと町でも方針の提示に向けて検討を進めて参りたいというふうに考えてございます。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい、ただ今事務局からの説明なのですが、横山さんその辺理解していただけますか。

【委員 横山 久勝】

分かりました。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい、続きまして。はい、木幡さん。

【委員 木幡 敏郎】

基盤整備をすると国の資金が入るので、それが太陽光だとか団地とかということ、農業施設以外は利用出来ないですね。このへんはちょっと。ですから私らが今後基盤整備の同意書とかそういう活動をやらなくてはならないのですよね。その時に、メイン工事、今の所は1反歩とか5アールとかという小さな土地ですから、それはやっぱり大型1町歩とかにしようという時に、それは国の事業が入るのです。国の資金がね。その時にここもやったら、農地以外の施設は出来ないでしょうという意味で、農地なら外すわけにいかないと思いますけど、そのへんをちょっと検討しながら、今後の話し合いにぜひお願いします。以上です。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい。事務局の方、これ今後のということですのでよろしくお願いします。

この他にご質問等ありましたらお伺いしますが。ないですか。なければ次の4の協議事項に入らせていただきます。(1)避難指示解除に関する考え方(案)について。事務局より説明をお願いします。

4. 協議事項

(1) 避難指示解除に関する考え方(案)について

【復興推進課副主査 黒木 アリシャ】

はい。(1)避難指示解除に関する考え方(案)について説明いたします。着座にて失礼いたします。資料として、避難指示解除に関する考え方(案)3-1概要版と3-2本体版をお配りしておりますが、今回はA3サイズ1枚紙の資料3-1概要版で説明させていただきます。説明に先立ちまして、昨年でございますが、当町では特定復興再生拠点区域復興再生計画を定めまして、内閣総理大臣の認定を受けております。その計画の中で目標として掲げている避難指示解除の目標は2段階ございます。

第1段階としましては、海側の避難指示解除準備区域とJR双葉駅周辺などの一部区域については、2019年度末、つまり2020年の春頃の避難指示解除を目標にしております。

第2段階としまして、2022年春頃に昨年の計画で定めた特定拠点全域の避難指示解除と居住開始をその計画の中で目標として掲げております。お配りしております避難指示解除に関する考え方、こちらは昨年掲げた避難指示解除や帰還開始の目標時期に向けて整えるべき環境はどのようなものなのか、町はどのような取り組みを実施するべきか、役場内の各課で幾度にもわたり議論を重ね、課題整理を行ったものであります。

それでは、表紙1ページ目をご覧ください。あらためての説明となりますが、今回の前提として先ほど申し上げた復興再生計画における避難指示解除の目標時期を記載しております。

続きまして2ページ目をご覧ください。帰還に向けた流れとして、JR常磐線の全線開通する2020年春に先行解除を予定している避難指示解除準備区域と駅周辺の一部ですが、これらの地区だけで生活圏を形成することは出来ないため、居住開始は特定拠点全域の避難指示解除目標時期である2022年春頃を目標にしております。さらに2ページ目、2ポツ緑色で2022年春に向けた取組と書かれているところの上の部分ですが、2020年春時点で特定拠点全域での立入規制緩和を視野に入れ、国や県と立入規制のあり方についての調整を行う旨を記載しておりますが、この調整は放射線量の低下状況や防犯・防災対策、放射線防護の取組を前提として検討を行っていきます。特定拠点全域での立入規制の緩和のイメージについてですが、現在町内では帰還困難区域と避難指示解除準備区域との境、さらには国道6号の両側に

バリケードが設置され、帰還困難区域への立入が規制されています。通常、避難指示が解除された場合は、バリケードは解除エリアと帰還困難区域の境に設置されることになるのですが、2020年春時点での先行解除に合わせてバリケードを特定拠点の外側に設置することによって、現在の浜野・両竹地区と同様に特定拠点内の立入が自由になるといった立入規制の緩和を視野に国・県との調整を行いたいと考えております。

2 ページ目の2 ポツとして、特定拠点全域の避難指示解除となる2022年春には居住開始を目指すという旨を記載しております。その上で帰町までの流れ、その下の部分ですね、こちらでは2022年度時点までに必要な機能について整理しています。例えば、2020年度時点では、駅周辺などの先行解除により一時帰宅する町民や産業拠点の就労者、アーカイブ拠点施設などへの来訪者が往来することを想定して、役場機能の一部再開や小売り・飲食施設の開業、集荷や配達の再開、バスの運行などの交通機能の確保、駐在所などの設定などが必要であると整理しています。また、その隣の2022年度時点では、特定拠点の避難指示解除と帰町の開始により、生活の場としての機能を確保することから、役場機能の再開に加え、周辺自治体との連携を含めた医療や介護サービスの体制整備、郵便局や銀行などの再開などが必要である旨を記載しております。それらの計画となる機能を地図に落としたものが、2 ページ、3 ページ目の下の方に書いてある地図の部分です。

このように、帰町に向けて整えるべき機能について整理した上で、3 ページ目、こちらでは、そもそも避難指示解除はどのような条件下において行われるのか、それを記載しております。3 ページ目左側においては、1 ポツで国が定めている解除要件について記載しておりますが、国における検討と並行し、2 ポツにあるように、町内が町民の皆様を迎えられる環境にあるのか町として確認を進めることとしております。また、もちろんのことですが、昨年定めた帰町目標は、町民の皆様へ帰町を強いるものではございません。震災・事故から長い年月が経過する中、皆様の事情は様々であり、町に戻るか否かは、皆様一人おひとりの判断によると考えております。その上で、町民一人おひとりの判断に応じた支援を行う旨を記載しております。

そして背表紙の部分、4 ページ目をご覧ください。必要な機能の確保に向けた取組を進めるため、庁内に仮称ではありますが帰町準備室を設置する旨や、放射線量の低減について町として検証を行う検証委員会の設置などについて記載しております。今回説明いたしましたこちらの避難指示解除に関する考え方、こちらについては避難指示解除に向けた諸条件とスケジュール整理というかたちで定めた上で、今後も引き続き町民の皆様のご理解を得ながら役場庁内全体で避難指示解除・帰町に向けた検討を継続して進めていきたいと考えております。説明は以上です。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい。ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明に対しましてご質問等がございましたらお伺いいたします。はい、相樂さん。

【委員 相樂 比呂紀】

資料の国の要件に関してなのですけども、新聞にも載ったんですけど、解除の3要件の中の20ミリシーベルト。昔と違いますか震災後いろんな検討会の中ではだいたい年間1ミリという話をずっと言っていたので、いつの頃からかその表示がなくなってきたような感じなのですが、今現時点で町としては何ミリとかというのは考えているのか。また、国で言っている話で20ミリと言っているんですけど、20ミリだともう5年で100ミリという、昔、閾値と言われていた量に達してしまう話なのですが、町で

はそのへんをどういうふうに考えていらっしゃるのかお伺いしたいです。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい。ただいまのご質問に対しまして事務局の方からご説明をお願いします。

【復興推進課主幹 田中 聖也】

すみません、ご指摘ありがとうございます。20 ミリシーベルトという年間の基準でございますけれども、形式上といいますか、避難指示解除にあたっての国の要件の 1 つには当然なってございますが、今回解除において、国が解除を決めたからもう町に対して一方的に解除だというようなことに決してならないように、3 要件の中にも、市町村、あるいは町民との十分な協議とございます通り、町と町民の皆様と十分に協議をさせていただいて、解除をするかどうかというところの判断に持っていきたいというふうに考えてございます。その上で町として本当に解除でいいかどうか、出来るのかどうか、2022 年ありきではなく考えたいと考えてございますけれども、解除の可否の検討を行うために線量の話も含めて町独自に、本当に大丈夫かどうかということは検証させていただきたいというふうに考えております。これまでの避難指示の解除、周辺の町村の例も参考にしながら、解除した所で実際どれぐらいの年間積算線量だったのかとか、そういった情報が町の判断においても大変重要なものになってくると考えてございます。そこは国ともよく連携を取りながら必要な情報の収集に努めて、町として帰還が可能となる環境かどうか把握を検証してまいりたいというふうに考えてございます。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい、ありがとうございます。相樂さん、よろしいですか。

【委員 相樂 比呂紀】

はい。

【委員長 伊藤 哲雄】

尾形さんよろしく申し上げます。

【委員 尾形 彰宏】

私も議員に復帰してから一番最初にこの数値的な目標値ということと、時間的な経緯ということで、今後 3 年、5 年後ぐらいを予想してグラフを書いたのですが、世の中全体の動きとか専門的な人たちの意見をインターネットの中で見ていると、国際的な基準ということで考えると例えばチェルノブイリは 5 年経って 5 ミリシーベルト、1 年間で。だけど日本は 1 年も経たないうちにいきなり 1 ミリシーベルトにしたということに関しては、どうも国際的な基準量と厳しくて理に合わないのではないかというような疑問点もあって、それがだんだん現場の現状とか考えると薄れてきて、上限 20 ミリという国際基準にまずは、ファーストステップはそこにしようという流れがあるみたいなのですよ。私も毎日のように現場で放射線管理の測定はしているのですが、例えば一例として町東エリア等については、やっぱり前田川の土手とかまだ全然除染なんか手つかずの状態ですが、前田川は町を南北に横切るのだけど、そういう地域というのはこのへんにはないですよ。みんな東西がほとんどだけ。それでその土手、除染はしていないものだから、作業していても、例えば橋の解体工事などを行っていても、土手の草ぼうば

うの所に行くとき突然また上がってしまう。1日15マイクロシーベルトを超えてしまったという感じで、ちょっとそこ避けてというふうな中たちになるのですが。そういう現実的な、これは現実的なというべきなのですよ。やはり国際基準がどうだから、あるいは日本の当時の政権が指し示した文部科学省推薦の1ミリという目標値。理想は高いのだけど、現実的にはそういうものをクリアしていくのはかなり厳しい部分があるというのが感想なのですよ。そうなってくると、そのへんの許容値、基準は、むしろ我々町民で判断していくというのが妥当じゃないかというふうに思うのですよ。これはね、やはりある種の民主的な多数決という部分も加味されてくるのではないかというふうな。ちょっと大げさですけどね。そういうふう考えた方が。ロシアの真似する必要ないし、ヨーロッパの真似する必要もないし、いきなり1ミリシーベルトとなるようなこともないし。やはりそのへんは皆さんの協力が必要ではないかと考えております。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい。尾形さんの今のご質問に対して、事務局ご説明をお願いします。

【復興推進課副主査 黒木 アリシャ】

ありがとうございます。4ページに記載されているように、来年度には検証委員会を立ち上げてまして線量に関しては検証していくという予定でおりますので、また検証した結果、来年度お示ししてその件に関しては議論を進めていけたらと考えております。ありがとうございます。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい。ただいま事務局から、来年度の検証委員会におきまして検証するというので、尾形さん、そのへんでよろしいですか。

【委員 尾形 彰宏】

ええ。いろいろな意味でね、注目を浴びるということの意味をもう少し真剣に、これはこういう時期だから、町民の人たちにとっても負担かもしれないけど、行っていかななくては、乗り越えなくてはいけない部分だと思うので、よろしく願いいたします。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい。続きましてご質問等あれば、はい。

【内閣府原子力被災者生活支援チーム主査 金子】

内閣府支援チームの金子と申します。先ほどの1ミリと20ミリシーベルトの関係を簡単に補足させていただきますのでよろしいでしょうか。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい、お願いします。

【内閣府原子力被災者生活支援チーム主査 金子】

まず、もともと年間1ミリシーベルトであったものを20ミリシーベルトに引き上げたというようなことは正確に言うと正しくない表現でございまして、もともとの事故前の平常時のような計画的な被ばく、計画被ばく状況という状況においては年間1ミリにするように、国際的にもICRPという所で勧告が出されているような状況なのですが、避難指示が解除された地域などの現存被ばく状況と言われるような状況だと少々異なる状況でして、そちらの今回の20ミリというものにつきましては、震災後に原子力安全委員会の意見を受けて、参考レベルの幅である20ミリから100ミリのうちの、最も低い20ミリというところを参考に今回、今回というより震災後の避難指示解除については基準を設定させていただいたという次第でございます。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい。羽山さんお願いします。

【委員 羽山 君子】

安全委員会と言いますけど、皆さん安全委員会の基準で決めたという基準はどこにあるのですか。要するにチェルノブイリでも1ミリシーベルトって今法律化されているという状態の中でね、安全委員会ってどんなしたら安全なのですか。毎年そこに住む人にとって、どこが安全でどこが安全でない基準が1ミリシーベルトにあるのかなと私は思うのですよね。土地だってそうでしょう。8,000ベクレルって。前は400、爆発する前は450何ベクレルとあったのが、今は8,000ベクレル以下って。どこにそんな基準があるのかなって。そうじゃないですか。だからその基準はどこにあるのでしょうかね。安全基準です。お願いします。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい。安全の基準。

【内閣府原子力被災者生活支援チーム主査 金子】

当時の原子力安全委員会の基準ですね。この100を超えると発がんの可能性が高くなるというような状況でして、そこから100を上回るような線量の状況ですと、明確に発がんの確率が高くなるという状況がございましたところ、100を下回るような状況ですと他の可能性があることから、明示的に線量によって被ばくの可能性が高まっているということは証明されていない状況でございました。それを踏まえて当時の原子力安全委員会につきましては20から100のうち、20から100についてを参考レベルというかたちで設定したようなかたちになっております。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい、羽山さん。

【委員 羽山 君子】

これはあくまでも参考レベルなのですね。

【内閣府原子力被災者生活支援チーム 主査 金子】

はい。

【委員 羽山 君子】

分かりました。ありがとうございます。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい。羽山さんよろしいですか。続きまして、はい、箭内さん。

【委員 箭内 充】

20 ミリシーベルトというのをまた繰り返してあるのですが、ちょっと分かりにくいと思うので。私も仕事をしていて関係で、20 ミリシーベルトというのは20,000 マイクロシーベルトです。20,000 マイクロを365日で割って、1時間あたりにするとだいたい2.5 マイクロぐらいの所に24時間生活していれば、それで20 マイクロぐらいになるという値です。1 ミリシーベルトというのはそれよりも20分の1なので、だいたい0.1 マイクロシーベルトの所で24時間過ごせば、年間に対して1 ミリシーベルトになるということで、そういう値の中で動いていますので町の方でもそのへん認識して進めていただきたいと思います。

【委員長 伊藤 哲雄】

ただいまの説明でよく分かりましたか。他、ご質問等あればお伺いいたします。はい、相樂さん。

【委員 相樂 比呂紀】

今の話なのですが、私が前に1 ミリシーベルトと言っていたのは、例えば年間1 ミリだったら100 ミリ受けるのに100歳ぐらい、100年ぐらいかかるからその頃には死んでいるからいいかなと思ったのですよ。ところが20 ミリだったら5年で100 ミリに達してしまうと閾値に達して、もう死んじゃう。死んじゃうという言い方もおかしいけど、研究されている閾値に達してしまうと。それを今内閣府の方から言われて、それをどう思われているのかなと思いました。

【内閣府原子力被災者生活支援チーム 主査 金子】

100 ミリ以上、100 ミリを超えると発がんの確率という関係ですと、年間100 ミリシーベルトということになっておりますので、トータルで重ね合わせるとということではない状況でございます。すみません、説明について不十分でして申し訳ございませんでした。

【委員長 伊藤 哲雄】

相樂さんよろしいですか。ちょっとこのへんは私も詳しいことはよく分からないので。検証委員会で今後そのへん検討すると思われまますので、そのへんでお願いしたいと思います。他、ご質問等あればお伺いします。はい、佐藤さん。

【委員 佐藤 孝】

上下水道の整備状況というのは、今後早くしなくてはいけないと思いますけども、計画的には本当に

20年とか22年までにある程度間に合うのですか、町側の所とか、私は両竹地区なのですけど。どんな感じで計画されているのでしょうか。

【委員長 伊藤 哲雄】

ただいまの佐藤さんからのご質問なのですけど、ライフラインに関しましてどのような予定となっていますか。事務局の方、よろしくお願いします。

【建設課課長補佐 関根 浩二】

はい。本日建設課長が所用のため欠席となっております、申し訳ございません。代わりまして関根がお答えします。

両竹地区なのですけれども、現在中浜地区の海岸防災林の整備を行っております。両竹地区の汚水処理につきましては、通常その中浜地区の所を通りまして中浜橋を圧送をかけて処理をしておりました。ですが、中浜橋が流されております。それと、中浜地区の防災林によりまして、下水道の配管の復旧が出来なくなってしまっている状況にあります。ということで、両竹地区の避難指示解除準備区域というふうなことで2020年に帰って来られるということになりますと、合併処理浄化槽、下水道区域を一度外しまして、合併処理浄化槽の個人型というふうなことの設置になると思われまして、もともと両竹地区は下水道整備区域に入っておりましたので、受益者負担金等もお支払いしておまして、その末端環境というふうなことで整備しておりますが、下水道が使用できなくなるというふうなことの不公平感がなくなるように個人設置型という補助金をもらって浄化槽を入れるのですけれども、そこに不公平感がなくなるようなかたちとして町の上乗せ補助とか、そういったことを検討しながら整備していきたいと思っております。以上です。

【委員長 伊藤 哲雄】

事務局、今どれぐらいの状況かというのを今。

【委員 佐藤 孝】

町と海側の方に事務所とかいろいろなものができるわけですよね。それに対しての上下水道の整備状況という。個人的に両竹地区という限定ではございましたが。

【委員長 伊藤 哲雄】

今産業拠点にできるライフラインに関してですね、あと。

【建設課課長補佐 関根 浩二】

2020年の復興産業拠点につきましては、上水道につきましては送水可能ということで今実施しております。それから下水道につきましては、復興産業拠点については浄化槽の設置ということで対応していただくようになります。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい、よろしいですか。その他ご質問等あれば、はい、木幡さんお願いします。

【委員 木幡 智清】

教えていただきたいのですが、2020年に役場機能の一部再開ということで、場所をどの辺に計画しているのか、また、職員の規模を、どんなふうを考えているのかちょっと教えていただきたいです。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい。ただいま木幡さんの方から、役場一部再開ということでご質問を受けましたけど、事務局の方から具体的な内容につきましてご説明をお願いします。

【総務課長 舶来 丈夫】

はい。総務課長の舶来です。今、木幡委員の方からご質問がありました役場機能の2020年のことなのですが、今私たちの方ではコミュニティーセンター、その一部に役場機能の再開の場所として進めていこうという考えで今進んでおります。内容につきましては、今ちょうどそれを検討しているところでありまして、まずは必要最小限のものからというようなかたちで進めていきたいということで考えております。以上です。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい。ただいまの事務局の説明でよろしいですか。続きましてご質問等あればお受けいたします。木幡さんですか。はい。

【委員 木幡 敏郎】

いいですか。検証委員会について。つまりこれもやっぱり営農再開に関して、地元の方からかなり不安の声があるのです。つまり先ほどもありましたように、住むことはもちろんですけれども、作ったものが果たして売れるのかという、商品になるのかなということが。最終的に。でないと本当にどうなるのかということの話をされます。特に水はどうなるのか、それからあそこは周辺が山になりますので、山からの汚染されたものが流れてこないかどうか。いろいろあります。それから上羽鳥とか高い線量の区域も入っているのです、この計画に。ですから、検証委員会では土とか農地とか単なる空間だけでなく、やはりその耕作するわけですから反転耕作とか色々なかたちがあるのだけど、その辺をしっかりとやっぱりあの検証委員会で。ただこれは私も矛盾だなと思っているのは、今までのように国は除染をするためには組合を作ってという事なのですよね。つまり組合を作るということは農家の組織を立ち上げないといけないのですよ。でもほんとに不安なのは組織を立ち上げて皆でやろうとしているその農地が、実は線量が高かったなんてことになってくると、ほんとにこれどうなるのかというところがありますので、しっかりとね、調査をしてもらいたい。ほんとにこれは作物を作って、消費者の皆さんに売れるのかどうかというところの、そういう判断ができるようなものにまでやっていかないと、いずれその水が通水された時に、田んぼにするという時に、そのようなところではというふうに変な状況になるという事も心配されるので。この検証委員会はなんか環境省のこの話を聞いたのだけど、来年からやらないと駄目だ、周辺の井手長塚線。そのために組合立ち上げる訳ですから、私らも実はかなりスケジュールが厳しいのです。だから線量の安全さという所を早く、やはり見ながら同時に進めないと、というところ。それにつながる基盤整備もその公共のそこだって、そのどういった地権者がね、各地に分散していますから。その方の同意をするのにやはり組合の相当なエネルギーが掛かるのですよ。これ全部役場の方で、判子をもらってくれるならいいけど。その辺のやっぱりマンパワーというのかな、行なっ

ていただかないと。基本はいずれにしても線量ですのでしっかりと早めにという事をお願いできればと思います。検討して下さい。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい。ただ今木幡さんからのご質問なのですが、大変事務局も悩ましい話かなと思うのですが、その辺の詳しいお話をしていただければと思います。

【復興推進課主幹 田中】

失礼します。ご指摘いただいたそのご不安等は、正にその通り、ごもっともだと思います。正にその営農再開、再開と言っても、まさにおっしゃる通りその作ったその作物がほんとにその販売、流通に乗って人々の口にちゃんとですね、行き渡るかどうかというところが見えると、その出口が確保されるという事が大変重要になってくると思います。ですので、農地のその除染をするためにその組織等を立ち上げていただくという事、あるいはその基盤整備等を営農が可能となるように行うこと、またその作る担い手を確保していくこと、また、実際にその作物を販売していくという事はその全てをそのセットで考えていかないといけないと。どれかを先に行ってとかという事ではなく、それらを一体的にその町の計画も示させていただいて、一体的に出口をお示ししながら、その為に農地の保全を、あるいは農地の除染も、それでまた基盤整備も、あるいはその販路の確保というところも全てやっていかないといけないというふうに考えてございます。それで、町としてもやはりその帰還を、その可能となる環境を整えていくために、生業としましてその農業をいかに再生していくかという事はやはり大変重要な課題であるというふうに認識をしてございます。そのために、皆様のご不安等もきちんとお聞きしながら、そういったご不安を解消できるように、その検証委員会でのその線量の検証にあたっても、そのような観点をきちっと踏まえさせていただいて、検証の方を進めさせていただきたいと考えてございます。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい。ありがとうございます。木幡さんそれでよろしいでしょうか。

【委員 木幡 敏郎】

はい。

【委員長 伊藤 哲雄】

尾形さん、はい。

【委員 尾形 彰宏】

線量という事でちょっと長々と報告している感じがしますが、私今現場にいて、現場に参考値として自分のデスク周りに貼り付けてある A3 サイズの放射線、これは文部科学省が作った放射線分布マップというのがあるのですね。それは去年の 12 月に発表されたものです。しばらくはそれを使って現場との検証・整合性を見ていくと、ほとんど間違いのない精度が高い物でした。ところが今年 12 月になりまして、やはりね、文部科学省はこの時にどうやってやったかという飛行機で上空 300m を福島県をこうトレース状にしていたのですよ。それが今文部科学省の放射線量分布マップという事ですごくきれいにしています。私も検証しましたが、ほとんど間違いありませんでした。ならば去年だけではな

くて1年に1回はできるかなという気もしますが、やっぱり1年に1回くらいはそういう事を行っていただくと全体の分布状況が見えるのですよ。それでその全体の分布状況に基づいて詳細な現場での線量測定もできるという事になります。ぜひ、文部科学省あるいは環境省もそうなのだけど。今や色々なテクニカルな展示会とか見ますと、皆さんご存知の通り飛行機だけじゃなくてヘリコプター、ドローンというのも出ています。来年の春にはそのドローンで大手の企業が、それも見やすくなるような装置が完成するよと。それが今年の12月の展示会に確認しました。ですので、飛行機・ヘリコプター・ドローンを含めた、やっぱり時代がこういう時代ですので、GPSも精度が高くなっていますから、そういう複数の手法を用いた放射線分布のマップを、情報公開していただけると、個々の判断に基づいていい結論が出るんじゃないかと思っておりますので、町・県・国の皆さんのご協力をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい。尾形さんの今言われた意見に関しまして、事務局の方から答えてもらうよりも、私も正しい数字を出してもらえれば、皆さん不安は払しょくできるのかなと思っておりますので、その辺事務局の方で。検証委員会の方で揉んでもらえればと思っております。よろしいですか。他、ご質問等があれば。はい、箭内さんお願いします。

【委員 箭内 充】

昨年ですね、福島第一の原発を視察に区長会で行ったのですが、その中でちょっと何ですか、社員の方に質問したのですが、今、1F構内に入出入りしている車両を、トラックとか。汚染が酷い場合は、汚染が酷いのは、1F構内から出られないという事で中の方で整備したりなどして、この前新聞にちょっと載りましたが、暑い環境の中で、全部マスクで亡くなられたというようなところもありましたが、今、15,000cpm、15キロcpmまでの車両は1F構内から出入り可能なのですよね。これは、震災前はほんとに100cpmぐらいで、もう150cpm、200cpmで汚染だという事で、除染させられて出ませんでした。でも今15キロcpmまで出られるということは国で定めた、震災以降国で定めた、だからこれは守っているというような話をいただいたのですが、震災から8年、我々が帰町すると22年、20年22年までですか、この15キロという汚染のトラック、車両が出てこないように、出られないように町として、国に積極的にアピールして欲しいと思っております。15キロの、何度も言いますが、1キロの汚染の所で仕事すれば全面マスクにゴム手袋二重にしてビニールの合羽を着て、体に付着しないようにという事で、そういう事を行っているから原発は安全で産業もできますよという事でずっと40年間働いてきた訳ですが、15キロと言ったらすごい、私からするととんでもない値だと思うのですが、それが汚染していないということでトラックが1F構内から出入りしている。今後、東電の復興本社が町の方か何かに造るとなると、そういう車も関連会社の車が出入りするようなかたちになると思っております。また、整備することで町で、例えば整備工場などやっていたらその車を持って来て整備、修理してくれということも、可能だと出てくると思っております。全面マスク、私からすると全面マスクで仕事していたのに、そういう事も分からない状態の中でその修理とかもするというような事になってくると、ちょっとここに書いてあります今後の進め方で、町民の放射線に関する様々な不安をきめ細かく対応するための対策を講じているのですが。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい。箭内さん。その辺の詳しい事は、検証委員会の方に上げてもらって検討してもらえれば、なお良いと思うのですよ。我々この状況で聞くと、余り理解ができないところもあるので、その辺をアドバイスしてもらえればいいなと思いますけども。どうでしょうか。

【委員 箭内 充】

はい。

【委員 尾形 彰宏】

はい。そういうことで、私も資格をとりましたので。ちなみにこの15キロ cpm ですよ。という事になると2.3マイクロもない。まあ2.5マイクロくらいと考えていただいて。だから2.5マイクロというのは換算式というのがあって。そんなのが出るとる訳で。大体そういうものだということ。数値でいうと。

【委員長 伊藤 哲雄】

いや、尾形さん。同じく、検証委員会の方にお任せして。

【委員 尾形 彰宏】

ああ。すみません知ったかぶりをしてしまったかな。

【委員長 伊藤 哲雄】

よろしくお願ひしたいと思います。

【委員 泉田 健一】

はい、次の質問。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい、泉田さん。

【委員 泉田 健一】

廃炉に向けて大分進んでいるわけなのですが、解除すると固定資産税の課税なんていうことはどういう事になるのか。特に土地の課税についてどういう方針で課税をされるのか。その辺をお聞きしたいと思います。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい、ただ今泉田さんから固定資産税に関しまして、解除になった場合の固定資産税についての説明をお願ひしたいと思います。はい。

【戸籍税務課長 高橋 秀行】

戸籍税務課長の高橋です。ただ今、泉田委員からの固定資産税の課税についてご質問がありましたので、ご説明をさせていただきます。現在、避難指示が出ている区域につきましては、地方税法の規定で固定資産を免除する規定となっております。一方その同じ地方税法の規定の中では、避難指示が解除された場合には、避難指示解除後3年間、固定資産税を2分の1に現時点で課税をするというふうに規定もされておりますので、法律通りに行けば避難指示が解除されれば、固定資産税の方の課税が開始されるというふうに認識しております。ただ先行で避難指示が解除されている自治体におきましては、3年間2分の1で固定資産税を課税している部分の残り2分の1について、町の減免条例等におきまして課税を免除している部分もありますので、そちらの方を参考にしながら双葉町としても課税の方は検討していくと思っております。それから土地の課税の方法につきましては、こちら総務省で定めております固定資産評価基準という物がありますので、その基準に沿った方法で、固定資産の方は課税をしていきます。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい。ただ今の戸籍税務課の方の説明、泉田さんよろしいですか。

【委員 泉田 健一】

概ね分かりましたけども、非常に土地については解除地区と解除されない地区とで格差が大きくなっているような気がします。町全体の格差が非常に大きい。それでこれからの事になるのでしょうか、その辺に今後とも、一筆調査を行うなり、従来の課税の2分の1とか、そういう方針になって一筆調査を行うなり課税をしていくような方針でいってほしいと思っております。以上です。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい。ただ今の泉田さんの質問に対しまして、その課税の緩和という。私も厳しいなという話は感じますのでそのへん町としてもっと、面倒を見てくれる方策を今後考えていかななくてはならないのではという事です。

【委員 高倉 伊助】

建物を壊すと、例えば建物があつた土地を更地にします。そうすると大体6倍くらい増額というか6倍になりますよね。平地にしてしまうと。そうすると例えば建物も壊れかかっても更地にしてしまえば、6倍も税金、例えば取られるとなれば固定資産が6倍に跳ね上がってしまうわけですよ。そうすると壊す人なんかも中々いなくて、そのまま、壊れたまま置く状況もある部分も多くなると思いますね。だからその辺も町の方で対応の仕方とかやっぱり言わないと。勝手に壊すはいいけど、壊して、分からない年配の人などは、それで壊されて0のものが6になるわけですよ。固定資産を払うとなれば。その辺の考えて町の方もやっぱりきちっと説明しないと後で誤解を招くのではないかと思うから注意した方がいいと思います。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい。課長お願いします。

【戸籍税務課長 高橋 秀行】

はい。まず泉田委員からのご指摘がありました、固定資産の課税につきましては、これは国で定めております固定資産の評価基準ともありますのでその基準に沿ったかたちで、やはり法律で定めておりますのでその基準に沿ったかたちで課税の方は進めて参ります。また高倉委員の方から今ご指摘ありました住宅用地の、建物を壊した場合ですね。住宅用地が非住宅用地となりまして、住宅用地特例で6分の1、200平米まで6分の1、残りは3分の1で固定資産が今、減じておりますのでその部分が非住宅用地となれば6倍3倍となるその部分のご指摘だと思うのですが、今回の東日本大震災におきまして津波、地震がありました地区では、地方税法の附則の方で、建物が津波で流された、地震で紛失した場合におきましてその、平成23年度から33年度の10年間において、みなし住宅用地として課税していいですよという法律の規定もございました。これはあくまでも自然災害についての規定でございまして、原子力災害についてはこれの規定は設置されて無かったものですから、町の方としましては国の方にその原子力災害地区におきましても同様の法整備を現在要望しているところでございます。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい。ただ今の説明につきまして、高倉さんよろしいですか。泉田さんよろしいですか。

【委員 泉田 健一】

ぜひこれは。国とか分からないこともありましたけども。

【委員長 伊藤 哲雄】

という事で私からもぜひ、その緩和するような方策を町と当局共にお願いしたいと思います。という事で、他ご質問等あれば。西内さん。

【委員 西内 芳隆】

はい。この2020年春までに医療介護、介護保健施設（特別養護老人ホームせんだん）等の在り方、検討となっているのですけれども、2022年から5年後2000人と言いますと、大体ざっと考えるとグループホーム2つ、普通の所と考えるとですね。そうすると従業員の14名ぐらいは必要かなという。若い人は集まらないと思うのですけども、そういう場合にそっくりしている大きい施設が双葉町にはあるのですけども、その所を改修して。まあ2ブロックの18所にしたとして他の所がいっぱい余っているのですけども、そういう所にこう、今は私の所は職員寮あるのですけども、中身を改装して、そんな勝手なこと出来るか分からないですけど、中身を改装して、外国人、従業員というか、こういう事はなんか特例とかその職員寮みたいな。ものすごく施設が余っているものですから、そこをこう宿舎区にして外国人従業員を入れて、そこから歩いて仕事していただくというような事というのは、法律的によく調べてないから分からないのですが、どうなのかどうかという事を。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい。ただ今の西内さんからのご質問について、事務局の方からご説明をお願いします。

【健康福祉課長 大浦 富男】

健康福祉課長の大浦です。只今の西内委員のご質問であります、2022年の帰還に向けまして、当然、

帰町される方の人数がある程度予定され、実際に帰町されて、医療施設、介護施設の方ですね。利用される方が発生してきませんと、こちらのその町内にあります様々な施設、あの特老なんかの立ち上げにつきましても、計画自体がまだ未確定な状態になるかと思えます。それで2020年のイメージとしましては、医療介護サービスの体制の整備というような表現をさせていただいております。ですので、2022年に町民帰還が始まった後、状況を踏まえまして、特老施設につきましてもはせんだんさんも交えた上で検討を進めていきたいと思っております。以上です。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい。ただ今の説明でよろしいですか。

【委員 西内 芳隆】

ありがとうございます。

【委員長 伊藤 哲雄】

他、ご質問等あればお伺いいたします。まだお話しされていない方、ぜひご意見を出していただければと思います。はい。渡邊さんお願いいたします。

【委員 渡邊 君枝】

要望なのですが、東電さんの施設の防波堤。検討して、ちょっと検討して嵩上げしているということなのですが、それを先延ばしにしないですぐ、なるべく早くお願いしたいのですけれども。

【委員長 伊藤 哲雄】

もう一回説明を。

【委員 渡邊 君枝】

東電さんの建屋の防波堤。

【委員長 伊藤 哲雄】

防潮堤。

【委員 渡邊 君枝】

防潮堤という。それをちょっと高めに設定して工事する予定というのはありますよね。

【委員長 伊藤 哲雄】

ちょっと。渡邊さんのご質問は大変いい話なのですが、今回の双葉のこの委員会の、復興委員会にちょっと外れているような気がするのですよ。ただ、それに対して事務局の方で説明あれば。ちょっと説明していただきますから。はい。東電さんの中の、施設の中の。

【復興推進課長 平岩 邦弘】

原子力発電所構内の防潮堤ですか。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい。ちょっと。

【復興推進課長 平岩 邦弘】

嵩上げといますか。それについてはこの場でご意見があったという事を、しっかり東京電力と国の方にあげていきたいと思います。よろしくお願いします。

【委員長 伊藤 哲雄】

よろしいですか渡邊さん、はい。続きまして。

【委員 尾形 彰宏】

すみません度々。一番気になるのがね、避難指示解除から5年後の居住人口目標が2000人と書いてあるのですよ。いや、避難指示解除というのは2022年という事を考えて、プラス5年ということは2027年になりますよね。正確には9年後くらいで2027年。2000人という数値に基づいた町、総括的なんだけど、町づくりということを意識されている、まずちょっと理由を、せっかく来ているわけだからちょっと教えていただければと思うのですよ。難しいですか。

【委員長 伊藤 哲雄】

ただ今、尾形さんより2022年の解除後の予定を、説明をお願いしますという事ですので、事務局の方。

【復興推進課主幹 田中 聖也】

はい。ご質問ありがとうございます。2000人という5年後の居住人口の目標ですけれども、これまでの毎年行っております住民意向調査の結果等を踏まえて、その帰還されるという事を決めていただいている方、あるいはまだ帰還を悩まれている方、あるいはまたもう帰還はされないと考えている方、それぞれ様々なご回答をいただいておりますが。元々の町民の皆様が戻ってこられる数は大体約1400人。また新しく町民になっていただける方を約600人と見込みまして、約2000人とさせていただいております。もちろん、現在、町の帰還が可能となる環境の整備を進めていく中で、そのような姿を皆様に色々な媒体、ツールでもってご発信させていただいて、町の現状についてよくご理解していただきながら、皆さんどのお考えになるかというところを、今後もご意向の把握に努めてまいりたいと考えております。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい。ただ今の説明でよろしいですか。

【委員 尾形 彰宏】

ええ。まあ。

【委員長 伊藤 哲雄】

納得してください。

【委員 尾形 彰宏】

納得します。分かりました。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい。横山さん。はい。

【委員 横山 久勝】

こういう復興委員会にとってもさっき西内さんが言われたことというのは、非常に大事なことだと思います。こういう今、帰還困難区域という特別な状況の中で置かれている間だったら特例とかそういう言葉も国に対して通じると思うのですが、避難指示が解除されて帰ってくる人口を見てから、その国と相談するとなったのでは、もう平常な状態に戻っているわけですから特例という言葉も使えないと思うのですよ。ですから今のうちに、西内さんが言われたようなことをきちっと国の方に交渉して、特例でも何でも使って、帰還困難区域が解除された場合には特例でこのようなことができますよというようなことを、やっぱり進めた方がいいのではないのでしょうか。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい。今横山さんからのご質問に対しまして、検証委員会で要望できる人、スタッフを揃えまして、国の方に特別扱いしていただけるような環境に持っていきたいと思いますので、その辺の方よろしくお願ひします。事務局、勝手に言ってしまうかもしれませんが、どうですか。

【復興推進課主幹 田中】

おっしゃったその人材、あるいは担い手の確保というところは大変、町の今後の再生において本当に重要な課題になると、まさにご指摘の通りだと思いますので、その点、検証委員会に限らず、色々な場面において国あるいは県にも、強く交渉を求めてまいりたい、協議してまいりたいと考えております。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい。横山さんそれでよろしいですか。はい。強く要望して、私もそうお願いしたいと思います。他ご質問、相楽さん、はい。

【委員 相楽 比呂紀】

4 ページのちょっと上の3ポツの検証委員会の設置に至って、先ほどから検証委員会に対しての要望が色々あるので、この文章だとあくまで放射線量の低減に関する検証委員会の設置となっているのですが、もっと幅を広げなくてはならないのかなという感じに思うのですが。いかがですか。

【委員長 伊藤 哲雄】

3ポツの検証委員会の設置についてということで、今相楽さんの方からご質問あったのですが事務局の方で説明をお願いします。

【復興推進課主幹 田中】

検証委員会で検証する内容は、体制あるいは検証する内容については、皆様のご意見も踏まえながら、現在町の中で検討を進めているところです。もともとの検証委員会の考えの中で柱になってくるのは、放射線量の低減というところがなかなか。もちろんですね、町職員、あるいは町民の皆様のご感触というのが大変重要になってくると思うのですが、なかなか専門的な知見がどうしても前提になってくるものですから。そういった観点からこういった専門的な科学的なところについて、いわゆる原子力工学というか、放射線に詳しい学者の方に一定程度ご参画いただく必要があるのではないかという観点から、このような記述をさせていただいております。いろいろ帰還が可能となる環境かどうかということ、町として確認するということが大変必要になってくると思いますので、その学者の皆さんがどうかというところに限らず、町、皆様、色々な関係者、あるいはこういった復興町民委員会ですとか、色々な枠組みにおいて、あるいは住民説明会とか、町の避難指示解除にあたっては、そういった住民説明会というところも、これまでの町の例ですと必ず開かれておりますので、そういったところでもご議論させていただくことが必要と考えております。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい。ただいまの事務局の説明で、相樂さんよろしいですか。はい。他、ございませんか。木幡さん何かまだ言いたそうな顔をしているのですが。はい。最後に。

【委員 木幡 敏郎】

これはみんなが関わることだなと、この生活再建支援ということで書いてあったのですが、私も分からないだろうなと思って聞くのは、住民票の扱いについてちょっと。

【委員長 伊藤 哲雄】

どこですか。

【委員 木幡 敏郎】

生活再建支援措置の暫時継続というところで、高速道路の無料化等ありますが、この下に当町の住民票の扱いについて、避難指示解除と同時に打ち切るのではなく、避難指示解除から当面の間は継続するよというふうな、関係機関と連携しながら求めていきますとありますが、私ちょっと勉強不足で、どのような面が、打ち切るというのはどのような面がされるのか、また、それをどうされようということのかな、というところをちょっと教えていただきたいです。現在、打ち切るのかどうかと書いてあったので、そのへんについて。

【委員長 伊藤 哲雄】

ただいま木幡さんの質問につきまして、事務局の方からご説明をお願いします。3ページの右の2番目の、当面は帰町を見合わせる町民への支援というところの生活支援措置。これに関しての。3ページですよ、これ。

【委員 木幡 敏郎】

詳細のほうの。

【委員長 伊藤 哲雄】

じゃあ7ページ。(1)ですね。

【委員 木幡 敏郎】

今、住民票の住所をいろいろな事情で異動することになった方もおられるのですが、この住民票が今後打ち切られるというのはどういったことなのでしょうかね、どのようなことが求められるのか。

【復興推進課副主査 黒木 アリシャ】

すみません、ちょっと表記の仕方が分かりづらくて申し訳ございません。打ち切られるとそこに書かれているのは、今、高速道路の無料化であったり、医療費の減免に関して、例えば双葉町の避難指示が一部解除されたからといってその点に関してその時点と同時に打ち切られることのないように、当面の間は継続するように関係機関と連携しながら求めていくという意味で記載しております。すみません、ちょっとここの表記のところが分かりづらくて。

【委員 木幡 敏郎】

そうすると住民票の取り扱いについてはそんなに変わったことはないと。

【復興推進課副主査 黒木 アリシャ】

はい。打ち切るということではなく、継続という意味で記載しております。突然打ち切るようなことは。

【委員 木幡 敏郎】

分かりました。私の解釈不足でした。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい。ではよろしいですか。はい、羽山さん。

【委員 羽山 君子】

たまたま今日、国の方で来ていらっしゃるのをお聞きしたいのですが、住民票の扱いはこれからどうなるのでしょうか。2、3日前に郡山に行った時に、市役所の方から聞かれたのですがけれども。お願いします。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい。ただいまの羽山さんの。国の方に。住民票の扱いについて、今後。

【内閣府原子力被災者生活支援チーム主査 金子】

住民票の扱いについては、総務省が持っている恐らく原発避難者特例法というものだと思うのですが、すみません、そちらの調整の経緯等については私存じ上げていないので、この場では発言が難しい状況です。

【委員長 伊藤 哲雄】

分かりました。町当局、事務局の方ちよつとご説明をお願いします。

【復興推進課主幹 田中】

ここに記載させていただいた住民票の取り扱いや、あるいは他の各種生活再建支援措置について、町民の皆様のご意見をよくお伺いしながら、皆様にとって不便だと感じられることが、あるいはご不安に感じられることが今後なるべくないように、国や県と緊密に協議、連携をさせていただかねばならないと思っております。そこは何省がどうということに限らず、幅広くこういう町の現状、あるいは町の不安、これから臨んでくる課題というものが多く出てきますので、住民票に限らず色々な課題について、国・県と連携しながらでも、今の現状をご理解いただきながらお願いしていかなければならないというふうに思います。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい、羽山さん。

【委員 羽山 君子】

住民票の扱いについては国・県と協議していくと言いますが、いつまで経っても住民票がなくては困るのですよね。私もちょっと郡山に、市役所に行ったら住民票どこなのですかと言われました。やはりいろいろと支障が出てきますので。これ国・県と言いましたので、早急に、どんなふうにしたら一番いい方法なのかということをお早急に出していただかないと、色々な面で困る人がいるのですよ。就職していくのに、ダメだって、例えば双葉町だったらダメだって言われたりするのですよ。やっぱり住民票が例えば隣の県にない、宮城県で働きたいといった人が、働けないのですよ。住民票が福島県にあるからダメだって断られたという人もいるのですよ。私も実は言われました、福島県の郡山市に行って、住民票どこなのと。まだなのですかと聞かれましたので。そのへん、上から、みんなが浸透できるようなシステムを、福島県なら福島県だけでもいいですので、各市町村が浸透できるような、こういう住民票なのだよというのをきちっと出していただかないと、いつまで経ってもフラフラでは困りますのでよろしくをお願いします。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい。そのへんは私も強く感じておりますので、ぜひ双葉町としての住民票の明確に、出してもらえればと思っております。よろしいですか、事務局。説明。いいですか。はい。

【戸籍税務課長 高橋 秀行】

戸籍税務課長の高橋です。住民票の取り扱いにつきましては、現在、町の方で住民票の取り扱いに関する特例規定というのを設けておまして、その中で双葉町内に帰還困難区域等があるうちは現在の住民票をそのまま置いておけるというような特例規定を設けておしますので、当分の間は現在お住まいの、というか、もともとあった双葉の住民票のままで良いかと思っております。

【委員 羽山 君子】

はい。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい、羽山さん。

【委員 羽山 君子】

町ではいいのですよ、町では。私たちは、だから言ったじゃないですか、市に、どこに行っても言われるのですと。だから全体に浸透できる、福島県なら福島県だけでもいいから浸透できるようなシステムに持って行ってもらいたいです。以上です。

【委員 高倉 伊助】

今、羽山さんが言ったのは、例えばそこで家を建てていて、住民票は双葉町。郡山じゃなくて。そうすると、住民票が郡山じゃなくて、結局そこで例えば年寄りがいるところだとお墓とか、そういうものを求めたいと思っても、住民票がないとやっぱり土地、墓地を求められないのですよ。あと、特に小さい子どもさんいる家庭だと、やっぱり住民票を移さないとその県の学校に行けないとか、そういう部分がほとんどなのです。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい、ちょっと。

【副委員長 高野 泉】

今、羽山委員が言ったのは、県外、特に県外はもっとひどいです、はっきり言って。例えば就職する人が、就職するのに何で双葉町なのだと。埼玉県のどここの。市役所だけではなくて、民間企業だってあるのですね、必ず住民票を持って来なさいと。就職するのだったら。実際あるのです。ないように見えるかもしれないですけど。うちの職員で会社として採用するのだったら必ずこっちに持って来なさいと。それがみんな困って就職できないでいる。実際は。だからそれを町としても要望できるものは要望して。出来るか出来ないかはまず別にして。だからみんな住民票を持っていつているのです。誰だって双葉に置きたいのだけど、持っていつていると言っている人は、みんなそういう条件で持っていつている。

【委員長 伊藤 哲雄】

そうですね。双葉に住民票を置いても、他に行っても通用するような住民票を作ってくれば一番いいのですけど。そういうふうに評価してもらえればね。逆に風評被害になっている人もいないかなと思いますので。そのへんを。

【総括参事 武内 裕美】

全国的に言われるのですね。結局双葉の住民票で会社とかそういう部分の団体の方にも、これで何とか認めていただけないかということになってしまいますよね。二重の住民票は難しいと思うので、そのへんは非常に今後の課題だと思います。分かりました。

【委員 羽山 君子】

この町で課題だって言っているけれどもしょうがないのだから、やっぱり国とかできちっと動いてもらわないと困るのですよ。いつまでもこうやって住民票、二重にとりあえずこれからさっきも言いました、固定資産税だってその通り、二重にこっちでも払わなきゃならない、双葉でも払わなきゃならないとなるのですから。だから国ももうちょっと、かつこいいことばかり書かないできちっとしたことを出してもらいたいのですよ。いつまで経っても。もう8年ですよ、皆さん8年。8年と総理大臣も言いますが、8年経っても何も変わってないじゃないですか。こんなの作っても、例えば放射能だってそうですよ、1ミリシーベルト、20ミリシーベルト。自分たちがじゃあ来て住んでくださいと言っているのですよ、私はいつも。来てみてくださいと。土地あげますからと。本当ですよ、ありますから、田んぼでも畑でも。自分たちは住まないで、中央で20ミリだの決めて、病気になったら、いや、それはガンだから誰でもなりますよと。いや、そんな言い訳ないでしょう。そうじゃないですか、真面目に考えてくださいよ。国の方がいらっしゃっているから、よく話しておいてください。お願いします。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい。大変貴重なご意見ありがとうございます。

【委員 羽山 君子】

いつも思っていることです。

【委員長 伊藤 哲雄】

他、ご質問。はい、箭内さん。

【委員 箭内 充】

何でもいいですか。

【委員長 伊藤 哲雄】

何でもいいですよ。

【委員 箭内 充】

前回の町民委員会の記録の中で気になったことがあって。福岡さんだったと思うのですが、避難指示なのか命令なのかというのがあって。それは国の担当に問い合わせて速やかに回答させていただくという議事録があるのですが、それがどうなったのか聞きたい。

【委員長 伊藤 哲雄】

ただいまの箭内さんのご質問に対しまして、ご説明をお願いします。

【復興推進課主幹 田中 聖也】

前回、福岡委員からもご指摘いただいた避難指示という言葉について、それは皆様のお受けとめとは大きく異なっているという話をいただいております。それに対して制度上の言葉は指示という言葉なのですという話はさせてはいただいたかと思うのですが、それに対してやはり当時の受けとめは、指

示という言葉から一般的に想起される、少しお願ひしますというような響きとは異なつて、その時は一定程度強制力を伴うような、命令というような強い調子を受けとめていたというふうにおっしゃつていただいております。そういうような皆様のお受けとめはまさにおっしゃる通りだと思います。町政懇談会などでも同様のご感觸についてお話をされていた方もいらっしゃいました。制度上、どのような指示、命令とかそんな言葉が定められているかどうかということに関わらず、そのようなお受けとめをされている方が多いということは、国にもよくお伝へをしているところです。町としてもそういう皆様のお受けとめ、ご認識を前提としたうえで、帰還が可能となる環境の整備に向けて必要な取り組みを関係機関と連携しながら取り組んでまいりたいというふうにご考へてございます。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい、ただいまの説明で納得しましたか。

【委員 福岡 渉一】

私が答えるのですか。私個人的には言葉はどうでもいいのですが、やはり受けとめ方は1つ統一しておかなければいけないと思うのですよ。誰が見てもこれは避難命令ですよ。これをいつまでも、避難指示とかいうふう言葉に濁すこと自体がもう間違いだというふうには私は今でも思っています。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい、ただいまの。

【委員 福岡 渉一】

いいですか。別な質問したいと思ひます。こんなことに時間取りたくないのです。1つお願ひというのですか、まずこの復興委員会に対して、こういう資料をいっぱい作ってくれるのはありがたいのですが、実際に2,000人という数字を出していますので、実際にこの2,000人を受け入れるための方策というのですか、具体的な項目を列挙して、できればあるべき姿、双葉町があるべき、2,000人に膨らむ時のあるべき姿はこういうふうになるのだよという、絵に描いた餅でもいいですから、この絵をね、私は描くべきだと思ひます。例えばこれを見てもいろいろありますけど、具体的にどういうことを想定しているのかということが見えてこないのですよ。例えば復興住宅を造るというふうにありますけど、これから検討しますとなっているのですね。そうではなくて、検討するのはいいのです。ただ、我々復興委員は、こういう復興住宅が欲しいです、これが理想の復興住宅ですというものをやはり絵に描かなくてはならないと思ひます。理想論をね。でないと、今檜葉、広野、浪江、色々な復興住宅を私見てきました。復興住宅に入りたいなんて思ふ人は双葉町にいないと思へない、はっきり言うけど。ということは、他の町にない復興住宅を造れば、ある程度俺入ってみようかという人はいると思ひますよ。だからそれくらいの施策を作らないと、人は増えない。変な人がね、費用対効果なんて言つた人がいます。だけど、復興をやるのに費用対効果を今考へていたら、復興は出来ないというのが私の持論なのです。ですから、次の機会でもいいですから、1つか2つの具体的な項目を、あるべき姿を提示してほしいのです。言っている意味分かりますよね。よろしくお願ひします。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい、大変貴重なご意見ありがとうございます。本当に、具体的な施策が反映されれば一番いいのか

など思っております。事務局。

【副町長 金田 勇】

私の方から。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい、副町長よろしく申し上げます。

【副町長 金田 勇】

副町長の金田でございます。今、福岡委員はじめ、本日、さまざまなご意見、ご指摘、更にはご提案、熱心な議論いただきありがとうございます。今まさに福岡委員からもうちょっと具体的な部分を少なくとも示すべきではないか、まさにその通りだと我々思っております。というのは、まず本日のこの考え方の位置付けなのですが、今日ほとんどの課長がそろっております。2020年、2022年に向けて、町としてどういった取り組み、各課の、正直課題も山積しております、そこを今洗い出せるだけまずは洗い出し、そういったものを積み上げ、こういったことをやっていかなければいけないのではないかとというのが正直、今日の皆様にご説明した考え方となっております。これをまずは動き出させることで、まだまだ今日もさまざまなご意見、ご提案も含めてございました。ここにまだまだ足りないものもたくさんあると思います。そういったものを今後、しっかり掘り下げ、更には拡大し、町として随時、今福岡委員からありました、じゃあその先のあるべき姿、委員の皆様にもお示ししながら、議会、そしてこういった復興町民委員会のお示ししながら2020年の先行解除、更には2022年の特定復興再生拠点全域の解除というものに向けて、町としてしっかりと取り組んでいきたい、そのように考えておりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

【委員長 伊藤 哲雄】

ただいま副町長の方から、総括的に言われたような気がするのですが、とにかくこの復興町民委員会は準備委員会という状況でありますので、意見を出し合って今後反映されればと思っております。

その他、ご質問等あれば。ないですか、なければ次の次第に進みたいと思います。(2)その他につきまして、事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

【復興推進課副主査 黒木 アリシャ】

事務局から本日その他はございません。以上です。

【委員長 伊藤 哲雄】

はい、ただいま事務局の方からその他はございませんということでしたので、今日参加している皆様から、その他に関してご質問等ございましたらお願いしたいと思います。なければ、以上をもちましてこの会議の説明、協議事項はすべて終了させていただきます。長時間に渡りまして議長をさせていただきましたけれども、スムーズに進行させていただきましたことをあらためて感謝申し上げます。それでは進行を事務局に返します。よろしく申し上げます。

【復興推進課係長 石上 崇】

はい、ありがとうございました。伊藤委員長、大変ありがとうございました。また、委員の皆様にはさまざまなご意見をいただきましてありがとうございます。最後に事務局から連絡事項がございます。今年度最後の委員会、第3回委員会でございますが、2月下旬、今のところ2月25日、月曜日を予定しております。

【復興推進課係長 石上 崇】

近くなりましたらご案内させていただきたいと思いますが、内容につきましては二次計画の実施計画の改定を予定しておりまして、その改定内容のご説明と、復興に向けた取り組みのご報告を予定しております。後日あらためてご案内させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。次第にもとづく説明、協議事項につきましては終了いたしましたので、以上をもちまして本日の委員会を閉会させていただきたいと思ひます。会議はここで閉じたいと思ひます。